

令和6年5月7日

関 係 各位

静岡県柔道協会  
会 長 野田昭一

公益財団法人全日本柔道連盟公認Cライセンス審判員養成講習会の開催について  
(通知)

日頃、本協会の事業に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、下記のとおり開催いたします。

つきましては、これから審判活動をされる方は、ぜひ、受講されますようお願いいたします。

記

- 1 日 程 令和6年7月7日(日)
  - 13:30 ~ 14:00 受付・連絡
  - 14:00 ~ 16:30 講義・学科試験
  - 16:30 ~ 17:00 連絡等
- 2 会 場 静岡県武道館 【藤枝市前島2-10-1 ☎054-636-2332】
- 3 開催要項 別紙のとおり
- 4 連絡先等 静岡県柔道協会 審判委員長 望月優映  
E-mail [uei\\_fullmoon\\_0700@yahoo.co.jp](mailto:uei_fullmoon_0700@yahoo.co.jp) 電話（携帯）090-5609-9274  
担当 植松秀和  
E-mail [judoshinpan21@gmail.com](mailto:judoshinpan21@gmail.com) 電話（携帯）070-5253-0159

## 2024年度 静岡県全日本柔道連盟公認Cライセンス審判員養成講習会開催要項

- 1 目的 全柔連公認Cライセンス審判員を養成する為。
- 2 主催 静岡県柔道協会
- 3 日程 令和6年7月7日(日)
- 13:30 ~ 14:00 受付・連絡
  - 14:00 ~ 16:30 講義・学科試験
  - 16:30 ~ 17:00 連絡等
- 4 会場 静岡県武道館 【藤枝市前島2-10-1 ☎054-636-2332】
- 5 受講資格 Cライセンス審判員格取得希望者で、2024年度の全日本柔道連盟「個人登録」をしていて、満18歳以上65歳未満、段位式段以上の者
- 6 講習内容
- (1) 柔道審判員に必要な見識について
  - (2) 柔道審判員に求められる心得・知識・スキルについて  
(救急措置、コンプライアンス教育も含む)
  - (3) 現行国際柔道連盟試合審判規程について
  - (4) 国内における「少年大会特別規程」について
- ※ 講義終了後、学科試験また、後日、実技試験があります。
- 7 実技試験
- 受講条件は、上記の養成講習会を受講していること。
  - 日時・会場
    - (1) 東部 令和6年9月8日13:00- 市立沼津高校
    - (2) 中部 令和6年9月23日8:30- 静岡市北部体育館
    - (3) 西部 令和6年8月25日9:00- 浜松市武道館
- 8 受講料 2,000円
- 9 申込み
- (1) 次のURL から「Google フォーム」にアクセスして必要事項を入力、送信する。  
<https://forms.gle/PPazSoSVomK3ziTu9>

    - ① 受講者本人への連絡が可能なメールアドレスを指定する。
      - ◎ 申込内容の確認が必要な場合や急な予定変更などの場合に連絡する。
    - ② 申し込みの送信後、指定されたメールアドレスに申し込みのコピーが送信される。
      - ◎ コピーの送信をもって申し込み受け付けは完了する。
      - ◎ 必ず内容を確認し、必要な場合は訂正をする。
      - ◎ 申し込み後に変更や訂正をする場合は、送信文冒頭の「回答を編集」からアクセスする。
  - (2) 全柔連の登録状況を確認し、必要な場合は、変更や訂正を完了してから申し込む。  
 ※ 全柔連提出内容と登録データが一致しない場合は資格認定ができない。

(3) **6月15日(土)**を申し込み締め切り日とする。※締め切り後は受け付けない。

10 持ち物等

筆記用具、柔道審判ライセンスガイド(最新版)

11 連絡先等

(1) 静岡県柔道協会 審判委員長 申込担当:植松秀和

E-mail [judoshinpan21@gmail.com](mailto:judoshinpan21@gmail.com) 電話(携帯) 070-5253-0159

(2) 静岡県柔道協会HP

<http://shizuokajudokyokai.g1.xrea.com/index.htm>

12 その他

(1) 学科試験の内容は全日本柔道連盟ホームページ、下記URLから、

<https://www.judo.or.jp/coach-referee/referee-howtobe/>

「柔道審判ライセンスガイド(最新版)」(PDF ファイル)をダウンロードして、勉強してください。その中から、出題されます。

(2) 当講習会に関わる情報は、E-mail を利用して発信するため、受講者は十分に留意する。